

電気通信大学附属図書館UEC Ambient Intelligence Agoraデータ利用要項

令和元年 7月10日

改正

令和 2年12月25日

(目的)

第1条 この要項は、電気通信大学附属図書館UEC Ambient Intelligence Agora施設・設備利用要項第3条第3項に基づき、UEC Ambient Intelligence Agora（以下「AIA」という。）に常設された設備から取得できるデータ（既に取得したデータを含む。以下「取得データ」という。）を教育・研究活動に利用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 取得データを教育・研究活動のために利用できる者（以下「利用者」という。）は、本学役職員に限る。

2 前項にかかわらず、本学役職員は、本学役職員以外の者を協力者として申請し、承認を得たうえで、取得データを本学役職員の管理下で利用させることができる。

(利用手続き)

第3条 利用者は、取得データ利用申請書（様式1）及び取得データに個人情報が含まれる場合には誓約書（様式2）を附属図書館長に提出し、許可を得なければならない。

(利用の許可)

第4条 附属図書館長は、前条により取得データの利用申請を受けた場合には、UEC Ambient Intelligence Agora運営委員会に審査を依頼するとともに、審査結果に基づいて取得データの利用を許可することができる。

2 前項により附属図書館長が利用を許可したときは、取得データ利用許可書（様式3）を交付する。

3 附属図書館長は、取得データの取扱いに関し、利用者に不適切な行動があった場合には、利用の許可を取り消すことができる。

(教育・研究の成果)

第5条 利用者は、取得データを利用して実施した教育・研究活動について、附属図書館長に実績を報告するものとする。

(損害賠償)

第6条 利用者が取得データの利用により大学に損害を与えた場合において、それが当該利用者の故意又は重大な過失によるときには、当該損害の一部又は全部を賠償させることがある。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、AIAのデータ利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和元年7月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要項の施行の際、現にあるこの要項による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要項による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要項の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(様式1)

取得データ利用申請書

年 月 日

電気通信大学附属図書館長 殿

電気通信大学附属図書館 UEC Ambient Intelligence Agora データ利用要項第3条に基づき、UEC Ambient Intelligence Agora から取得できるデータの利用を希望します。

記

代表者（氏名・所属）	
連絡先	
協力者（氏名・所属）	
教育・研究活動の概要	

誓約書

UEC Ambient Intelligence Agora で取得した個人情報を含むデータを利用する際には、次の事項を遵守することを誓います。

1. 個人情報の研究室外部への持ち出しや第三者への提供を行いません。
2. パスワードの厳重な管理を行うとともに、研究遂行上必要な特定の機器以外での保存及び利用を行わないなど、情報漏えいを防ぐための十分な対策を講じます。
3. 利用申請書に記述した教育・研究活動以外の目的には利用しません。
4. 上記の事項に関して、学生を含む研究室関係者や共同研究者等に対する周知・指導を徹底します。

氏名（署名又は記名押印）_____

(様式3)

取 得 デ ー タ 利 用 許 可 書

年 月 日

申請者

殿

電気通信大学附属図書館長

〇〇〇 〇〇

先に取得データ利用申請のあった本件について、下記のとおり許可します。

記

利 用 代 表 者 氏 名	
利 用 す る デ ー タ	
利 用 目 的	
利 用 期 間	
備 考	

以上